

○内閣府令第四十九号

新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十六号）の一部の施行に伴い、及び金融機能の強化のための特別措置に関する法律（平成十六年法律第二百二十八号）第二条第六項第七号の規定に基づき、金融機能の強化のための特別措置に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和三年七月九日

内閣総理大臣 菅 義偉

金融機能の強化のための特別措置に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

金融機能の強化のための特別措置に関する内閣府令（平成十六年内閣府令第六十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前

欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	目次 「第一章～第四章 略」 第四章の二 協同組織中央金融機関等に対する資本の増強に関する 特別措置（第九十二条―第一百条） 第四章の三 金融機関等の経営基盤の強化のための措置の実施に関する特別措置（第一百一条―第一百五十五条） 第五章 雑則（第一百十六条・第一百十七条） 附則 （定義） 第一条 この府令において、「金融機関等」、「信用協同組合連合会」、「銀行持株会社等」、「株式等」、「株式等の引受け等」、「劣後特約付金銭消費貸借」、「金融組織再編成」、「協同組織中央金融機関」、「協同組織金融機関」、「対象子会社」、「経営強化計画」、「基準適合金融機関等」、「協定銀行」、「議決権制限株式」、「対象金融機関等」、「合併等」、「承継金融機関等」、「承継子会社」、「対象子会社等」、「特定組織再編成」、「組織再編成金融機関等」、「組織再編成銀行持株会社等」、「対象組織再編成子会社」、「対象組織再編成金融機関等」、「承継組織再編成子会社」、「対象組織再編成子会社金融機関等」
改正前	目次 「第一章～第四章 同上」 第四章の二 協同組織中央金融機関等に対する資本の増強に関する特別措置（第九十二条―第一百条） 第五章 雑則（第一百一条・第一百二条） 附則 （定義） 第一条 この府令において、「金融機関等」、「信用協同組合連合会」、「銀行持株会社等」、「株式等」、「株式等の引受け等」、「劣後特約付金銭消費貸借」、「金融組織再編成」、「協同組織中央金融機関」、「協同組織金融機関」、「対象子会社」、「経営強化計画」、「基準適合金融機関等」、「協定銀行」、「議決権制限株式」、「対象金融機関等」、「合併等」、「承継金融機関等」、「承継子会社」、「対象子会社等」、「特定組織再編成」、「組織再編成金融機関等」、「組織再編成銀行持株会社等」、「対象組織再編成子会社」、「対象組織再編成金融機関等」、「承継組織再編成子会社」、「対象組織再編成子会社金融機関等」

社等」、「対象協同組織金融機関」、「信託受益権等」、「取得優先出資等」、「経営強化指導計画」、「対象協同組織金融機関等」、「承継協同組織金融機関」、「協同組織中央金融機関等」、「協同組織金融機関等」、「優先出資の引受け等」、「協同組織金融機関強化方針」、「特別関係協同組織金融機関等」、「組織再編成等」、「実施計画」又は「協定」とは、それぞれ金融機能の強化のための特別措置に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項から第三項まで若しくは第五項から第八項まで、第四条第一項、第五条第一項若しくは第二項、第十四条第一項、第二項若しくは第七項、第十五条第一項、第三項若しくは第四項、第十六条第一項、第二十四条第一項、第二項若しくは第六項、第二十五条第一項、第二十七條第二項、第三十四條の二、第三十四條の三第一項若しくは第三項、第三十四條の十第一項又は第三十五条第一項に規定する金融機関等、信用協同組合連合会、銀行持株会社等、株式等、株式等の引受け等、劣後特約付金銭消費貸借、金融組織再編成、協同組織中央金融機関、協同組織金融機関、対象子会社、経営強化計画、基準適合金融機関等、協定銀行、議決権制限株式、対象金融機関等、合併等、承継金融機関等、承継子会社、対象子会社等、特定組織再編成、組織再編成金融機関等、組織再編成銀行持株会社等、対象組織再編成子会社、対象組織再編成金融機関等、承継組織再編成金融機関等、承継組織再編成子会社、対象組織再編成子会社等、対象協同組織金融機関、信託受益権等、取得優先出資等、経営強化指導計画、対象協同組織金融機関等、承継

社等」、「対象協同組織金融機関」、「信託受益権等」、「取得優先出資等」、「経営強化指導計画」、「対象協同組織金融機関等」、「承継協同組織金融機関」、「協同組織中央金融機関等」、「協同組織金融機関等」、「優先出資の引受け等」、「協同組織金融機関強化方針」、「特別関係協同組織金融機関等」又は「協定」とは、それぞれ金融機能の強化のための特別措置に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項から第三項まで若しくは第五項から第八項まで、第四条第一項、第五条第一項若しくは第二項、第十四条第一項、第二項若しくは第七項、第十五条第一項、第三項若しくは第四項、第十六条第一項、第二十四条第一項、第二項若しくは第六項、第二十五条第一項、第二十七條第二項、第三十四條第一項若しくは第二項、第三十四條の二、第三十四條の三第一項若しくは第三項又は第三十五条第一項に規定する金融機関等、信用協同組合連合会、銀行持株会社等、株式等、株式等の引受け等、劣後特約付金銭消費貸借、金融組織再編成、協同組織中央金融機関、協同組織金融機関、対象子会社、経営強化計画、基準適合金融機関等、協定銀行、議決権制限株式、対象金融機関等、合併等、承継金融機関等、承継子会社、対象子会社等、特定組織再編成、組織再編成金融機関等、組織再編成銀行持株会社等、対象組織再編成子会社、対象組織再編成金融機関等、承継組織再編成金融機関等、承継組織再編成子会社、対象組織再編成子会社等、対象協同組織金融機関、信託受益権等、取得優先出資等、経営強化指導計画、対象協同組織金融機関等、承継協同組織金融機関、協同組織中央金融機関等、協同組織金融

協同組織金融機関、協同組織中央金融機関等、協同組織金融機関等、優先出資の引受け等、協同組織金融機能強化方針、特別関係協同組織金融機関等、組織再編成等、実施計画又は協定をいう。

（経営を実質的に支配し、又は経営に重要な影響を与える場合）

第二条 法第二条第六項第七号に規定する主務省令で定める場合は、次に掲げる株式の交付により当該株式を取得する当該他の金融機関等の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

一 銀行（法第二条第一項第一号に規定する銀行をいう。以下この項及び第十条の二第一項において同じ。）又は銀行持株会社（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第十三項に規定する銀行持株会社をいう。第十条の二第一項において同じ。）株式の交付を行う金融機関等を同法第二条第八項に規定する子会社とする場合（同法第十六条の二第七項又は第五十二条の二十三第六項の規定により内閣総理大臣の認可を必要とする場合に限る。）

〔二〇九 略〕

2

〔略〕

第四章の三 金融機関等の経営基盤の強化のための措置の実施に関する特別措置

（基盤的金融サービス）

第一百一条 法第三十四条の十第一項各号列記以外の部分に規定する主

機関等、優先出資の引受け等、協同組織金融機能強化方針、特別関係協同組織金融機関等又は協定をいう。

（経営を実質的に支配し、又は経営に重要な影響を与える場合）

第二条 〔同上〕

一 銀行（法第二条第一項第一号に規定する銀行をいう。以下この項及び第十条の二第一項において同じ。）又は銀行持株会社（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第十三項に規定する銀行持株会社をいう。第十条の二第一項において同じ。）株式の交付を行う金融機関等を同法第二条第八項に規定する子会社とする場合（同法第十六条の二第四項又は第五十二条の二十三第三項の規定により内閣総理大臣の認可を必要とする場合に限る。）

〔二〇九 同上〕

2

〔同上〕

〔章を加える。〕

務省令で定めるものは、次の各号に掲げる金融機関等（法第二条第一項第五号及び第八号から第十三号までに掲げる金融機関等を除く。以下この条において同じ。）の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 銀行 次に掲げるもの

イ 銀行法第十条第一項に掲げる業務に係るサービス

ロ 銀行法第十条第二項第一号、第三号、第五号、第五号の三、第九号、第十二号、第十三号、第十八号及び第十九号に掲げる業務に係るサービス

ハ 銀行法第十条第二項に規定する銀行業に付随する業務に係るサービス（ロに掲げるものを除く。）のうち、銀行の取引先が営む事業等に関し必要な情報の提供、助言その他の援助を行う業務に係るサービス

ニ 銀行法第十二条に規定する法律により営む業務に係るサービスのうち、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項に規定する信託業務に係るサービス

二 銀行以外の金融機関等 当該金融機関等が長期信用銀行法、信用金庫法又は中小企業等協同組合法の規定により行うことができる業務に係るサービスであつて、前号イからニまでに掲げるものに相当するもの

（組織再編成等における経営を実質的に支配し、又は経営に重要な影響を与える場合）

第二百二条 第二条第一項の規定は、法第三十四条の十第一項第七号に規定する主務省令で定める場合について準用する。この場合において、第二条第一項第一号及び第二号中「金融機関等」とあるのは、「金融機関等（銀行持株会社等を除く。）」と読み替えるものとする。

2 第二条第一項（第五号から第九号までを除く。）の規定は、法第三十四条の十第一項第八号に規定する主務省令で定める場合について準用する。この場合において、第二条第一項中「当該他の金融機関等」とあるのは「金融機関等（銀行持株会社等を除く。）」と、同項第一号中「同じ。」又は銀行持株会社（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第十三項に規定する銀行持株会社をいう。第十条の二第二項において同じ」とあるのは「同じ」と、同項第二号中「同じ。」又は長期信用銀行持株会社（長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社をいう。第十条の二第二項において同じ」とあるのは「同じ」と読み替えるものとする。

（組織再編成等）

第二百三条 法第三十四条の十第一項第九号に規定する主務省令で定めるものは、同項第一号から第八号までに掲げる行為以外の金融組織再編成その他の行為であつて、次の各号のいずれにも該当するものとする。

一 その実施により当該行為を実施する金融機関等（法第二条第一

項第五号及び第八号から第十三号までに掲げる金融機関等を除く。
。次号において同じ。）が実施する実施計画の終期における当該金融機関等の修正業務粗利益経費率（別紙様式第六号の二第4の1(3)（記載上の注意）に規定する修正業務粗利益経費率をいう。）が、当該実施計画の始期の属する事業年度の直前の事業年度末における水準よりも十五パーセント・ポイント以上低下すると見込まれること。

二 その実施により当該行為を実施する金融機関等が実施する実施計画の終期における当該金融機関等の修正経費（別紙様式第六号の二第4の1(3)（記載上の注意）に規定する修正経費をいう。）が、当該実施計画の始期の属する事業年度の直前の事業年度末における水準よりも二十パーセント以上低下すると見込まれること。

（実施計画の提出）

第百四条 法第三十四条の十第一項の規定により実施計画を提出する金融機関等（法第二条第一項第五号及び第八号から第十三号までに掲げる金融機関等を除く。）は、別紙様式第六号の二により作成した実施計画に次に掲げる書類を添付し、金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。

- 一 法第三十四条の十第一項の申請の理由書
- 二 提出の日前六月以内（協同組織金融機関（法第二条第一項第三号、第四号、第六号及び第七号に掲げる金融機関等に限る。）が

実施計画を提出する場合にあつては、一年以内）の一定の日における貸借対照表等、当該日における自己資本比率を記載した書面、最終の株主資本等変動計算書等、最近の日計表その他の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることのできる書類

三 代表者が前号の書類に記載された事項が適正であると確認し、その旨を記載した書面

四 第二号の貸借対照表等及び株主資本等変動計算書等につき公認会計士等の監査証明を受けたことを証する書類（同号の貸借対照表等が最終の貸借対照表等でない場合にあつては、当該貸借対照表等につき公認会計士等の監査証明を受けたことを証する書類又は当該貸借対照表等につき公認会計士等と協議が行われた旨を記載した書面及び同号の株主資本等変動計算書等につき公認会計士等の監査証明を受けたことを証する書類）

五 当該金融機関等が実施計画に係る組織再編成等を実施することが見込まれることを証する書面

六 役員の履歴書、当該金融機関等において部門別の損益管理がされていることを証する書面その他の法第三十四条の十第二項第三号、第五号及び第六号に掲げる事項の円滑かつ確実な実施のための準備の状況を示す書類

七 実施計画に係る組織再編成等が信用金庫、労働金庫又は信用金庫連合会を当事者とするものであるときは、法第三十四条の十四の規定によりみなされて適用される金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法第十二条第一項、第三項若しくは第五項又

は第十三条第一項、第三項若しくは第五項の規定により消却することができる持分に関する事項を記載した書面

八 実施計画の実施により従業員の地位が不当に害されるものでないことを証する書面

九 実施計画に法第三十四条の十第二項第七号に掲げる事項が記載されているときは、当該実施計画に記載された同項第三号に規定する措置の実施に要する経費の額の算定根拠を記載した書面

十 その他法第三十四条の十第三項の規定による認定に係る審査をするため参考となるべき書類

（法第三十四条の十第二項第五号の中小規模の事業者に対する金融の円滑化等地域経済の活性化に資する方策）

第百五条 法第三十四条の十第二項第五号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる方策とする。

一 中小規模の事業者に対する金融の円滑化その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資するための方針

二 中小規模の事業者に対する信用供与その他の基盤的金融サービス（法第三十四条の十第一項に規定する基盤的金融サービスをいう。第百九条において同じ。）の実施体制の整備のための方策

三 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策として次に掲げるもの

イ 担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模の事業者の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実の

ための方策

ロ 中小規模事業者等向け信用供与円滑化計画（次に掲げる事項を記載した計画をいう。）を適切かつ円滑に実施するための方策

(1) 毎年九月末日及び三月末日における中小規模事業者等向け貸出比率について、人口動態等を考慮した場合に実施計画の始期における中小規模事業者等向け貸出比率の水準と実質的に同等の水準を維持するための方策

(2) 毎年九月末日及び三月末日における中小規模事業者等に対する信用供与の残高の見込み

四 次に掲げる方策その他主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策

イ 創業又は新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化のための方策

ロ 経営に関する相談その他の取引先の企業（個人事業者を含む。）に対する支援に係る機能の強化のための方策

ハ 早期の事業再生に資する方策

ニ 事業の承継に対する支援に係る機能の強化のための方策

（法第三十四条の十第二項第六号の実施計画の適切な実施を図るために必要な経営体制に関する事項）

第百六条 法第三十四条の十第二項第六号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 第五条第一号から第四号までに掲げる事項

二 経営の向上に資する情報通信技術の効果的な活用のために必要な体制の強化のための方策

三 実施計画に法第三十四条の十第二項第七号に掲げる事項が記載されているときは、同号に規定する資金の経理を適正に行うための体制の確保のための方策

（法第三十四条の十第二項第三号に規定する措置の実施に要する経費）

第百七条 法第三十四条の十第二項第七号に規定する主務省令で定めるものは、金融機関等（法第二条第一項第五号及び第八号から第十三号までに掲げる金融機関等を除く。以下この条において同じ。）が法第三十四条の十第二項第三号に規定する措置として行う次に掲げる行為（他の者と連携して又は共同して行うものを含み、実施計画の実施期間内において行われるものに限る。）に要する物件費その他の経費（現金の支出を伴わない経費及び実施計画の実施にかかわらず経常的に発生すると認められる経費を除く。）をいう。

一 新商品若しくは新役務の開発若しくは提供又は商品若しくは役務の新たな提供の方式の導入

二 業務又は業務に関する事務の処理に必要な情報通信技術その他の先端的な技術を活用した施設、設備、機器、装置又はプログラムの導入

三 業務又は業務に関する事務の処理に必要な情報システムの整備

四 営業所、事務所その他の施設の改修若しくは廃止又はその設備の新設、改修、増設若しくは廃止

五 業務又は業務に関する事務の集約、委託その他の合理化

六 その他その実施により金融機関等の経費の削減又は収益性の向上が継続的に図られると見込まれる行為であつて、当該金融機関等の利用者の利便の向上又は当該金融機関等が主として業務を行っている地域における経済の活性化に資するものと認められるもの

（資金交付契約の締結の申込みを予定している場合における実施計画の記載事項）

第百八条 法第三十四条の十第二項第七号に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 当該資金の交付を受けて実施することを予定している法第三十

四条の十第二項第三号に規定する措置の内容

二 前号の措置に要する経費の額

三 第一号の措置の開始及び完了の時期

（地域の経済にとって不可欠であると認められる場合）

第百九条 法第三十四条の十第三項第二号（法第三十四条の十一第二項において準用する場合を含む。）に規定する主務省令で定める場合は、同号に規定する申請金融機関等（法第三十四条の十一第二項において準用する場合にあつては、同条第一項の認定の申請をした

金融機関等）（法第二条第一項第五号及び第八号から第十二号までに掲げる金融機関等を除く。）が、その主として業務を行っている地域において提供している基盤的金融サービスの状況に照らして、当該地域の経済に相当の寄与をしている場合とする。

（全国の区域の全部又は大部分において自らが提供している基盤的金融サービスの全部又は大部分を提供しているものと認められるものに相当するもの）

第百十条 法第三十四条の十第三項第四号（法第三十四条の十一第二項において準用する場合を含む。）に規定する主務省令で定めるものは、当該組織再編成等が法第三十四条の十第一項第五号に規定する株式交換（当該株式交換により株式交換完全親株式会社（会社法第七百六十八条第一項第一号に規定する株式交換完全親株式会社をいう。）となる者が銀行持株会社等である場合に限る。）、法第三十四条の十第一項第七号に規定する他の銀行持株会社等への株式の交付又は同項第八号に規定する他の銀行持株会社等からの株式の取得である場合において、当該株式交換完全親株式会社となる者又は当該他の銀行持株会社等が金融庁長官の指定する者である場合における当該組織再編成等の当事者である金融機関等（法第二条第一項第五号及び第八号から第十三号までに掲げる金融機関等を除く。）とする。

（令第三十条の六第二号の主務省令で定める措置）

第百十一条 令第三十条の六第二号に規定する主務省令で定める措置は、同条に規定する申請金融機関等（法第二条第一項第五号及び第八号から第十二号までに掲げる金融機関等を除く。）の利用者に対する法第三十四条の十第二項第三号に規定する措置の実施に関する情報の提供とする。

（実施計画の公表）

第百十二条 金融庁長官は、内閣総理大臣が法第三十四条の十第三項の認定をしたときは、同条第五項の規定により、当該認定の日付、当該認定に係る実施計画を提出した金融機関等（法第二条第一項第五号及び第八号から第十三号までに掲げる金融機関等を除く。）の商号又は名称、当該実施計画の内容並びに当該実施計画に添付された第百四条第一号及び第二号に掲げる書類を公表するものとする。

（法第三十四条の十一第一項の規定による実施計画の変更）

第百十三条 法第三十四条の十一第一項に規定する主務省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- 一 提出者である金融機関等（法第二条第一項第五号及び第八号から第十三号までに掲げる金融機関等を除く。次項において同じ。）の商号若しくは名称、本店若しくは主たる事務所の所在地又は代表者の役職若しくは氏名の変更
 - 二 記載されている指標の数値の見込みから実績への変更及びこれに伴う変更
-

三 その他趣旨の変更を伴わない変更

2 金融機関等が法第三十四条の十一第一項の規定により実施計画を変更しようとするときは、当該変更に係る実施計画に次に掲げる書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。この場合において、当該実施計画は、変更の内容が明らかになるように記載しなければならない。

一 実施計画の変更の理由書

二 法第三十四条の十第二項第三号に掲げる事項（組織再編成等の内容に限る。）の変更に係る実施計画の変更であるときは、次に掲げる書類

イ 当該変更に係る実施計画に記載された組織再編成等を実施することが見込まれることを証する書面

ロ 当該変更に係る実施計画の実施により従業員の地位が不当に害されるものでないことを証する書面

三 法第三十四条の十第二項第三号に掲げる事項（組織再編成等の内容を除く。）又は同項第五号若しくは第六号に掲げる事項の変更に係る実施計画の変更であるときは、役員の履歴書その他の変更後の当該事項の円滑かつ確実な実施のための準備の状況を示す書類

四 法第三十四条の十第二項第七号に掲げる事項に係る変更であるときは、次に掲げる書類

イ 第百四条第二号及び第三号に掲げる書類

ロ 当該変更に係る実施計画に記載された法第三十四条の十第二

項第三号に規定する措置の実施に要する経費の額の算定根拠を記載した書面

五 その他法第三十四条の十一第一項の規定による認定に係る審査をするため参考となるべき書類

（法第三十四条の十一第二項において準用する法第三十四条の十第五項の規定による変更後の実施計画の公表）

第百十四条 金融庁長官は、法第三十四条の十一第一項の認定をしたときは、同条第二項において準用する法第三十四条の十第五項の規定により、当該認定の日付、当該認定に係る実施計画を提出した金融機関等（法第二条第一項第五号及び第八号から第十三号までに掲げる金融機関等を除く。）の商号又は名称、当該実施計画の内容及び当該実施計画に添付された前条第二項第一号に掲げる書類（法第三十四条の十第二項第七号に掲げる事項の変更に係る実施計画の変更の認定をした場合にあつては、第百四条第二号に掲げる書類を含む。）を公表するものとする。

（法第三十四条の十三第二項において準用する法第三十四条の十第五項の規定による公表）

第百十五条 金融庁長官は、内閣総理大臣が法第三十四条の十三第一項の規定により実施計画の認定を取り消したときは、同条第二項において準用する法第三十四条の十第五項の規定により、当該取消しの日付、当該認定を取り消された金融機関等（法第二条第一項第五

号及び第八号から第十三号までに掲げる金融機関等を除く。）の商号又は名称及び当該取消しの理由を公表するものとする。

（經由官庁）

第百十六條 「略」

（予備審査）

第百十七條 金融機関等は、法の規定による決定、承認、認可又は認定の申請をしようとするときは、当該決定、承認、認可又は認定の申請をする際に金融庁長官等（金融庁長官又は財務局長をいう。以下この条において同じ。）に提出すべき書類に準じた書類を金融庁長官等に提出して予備審査を求めることができる。

（經由官庁）

第百一十條 「同上」

（予備審査）

第百二十二條 金融機関等は、法の規定による決定、承認又は認可の申請をしようとするときは、当該決定、承認又は認可の申請をする際に金融庁長官等（金融庁長官又は財務局長をいう。以下この条において同じ。）に提出すべき書類に準じた書類を金融庁長官等に提出して予備審査を求めることができる。

様式第六の二（第 104 条関係）

（日本産業規格 A 4）

実 施 計 画

年 月 日提出

（申請者） 本店又は主たる
事務所の所在地
商号又は名称
代表者 役職・氏名

金融機能の強化のための特別措置に関する法律第 34 条の 10 第 1 項の規定に基づき、実施計画を次のとおり提出します。

記

第 1 実施計画の実施期間

（記載上の注意）

1. 実施期間は、5 年を下らないものであって、事業年度の終了の日を終期とするものに限る。
2. 実施計画の始期は、経営基盤強化実施金融機関等（法第 34 条の 10 第 1 項に規定する「経営基盤強化実施金融機関等」をいう。以下同じ。）が事業の抜本的な見直しとして実施する経営基盤の強化のための措置を開始する日の属する事業年度の開始の日（実施計画を提出した金融機関等（以下「申請金融機関等」という。）が銀行等であり、かつ、当該措置を開始する日が 10 月 1 日から 3 月 31 日までの間である場合にあっては、10 月 1 日）とする。
3. 実施計画の終期は、実施計画の始期が 4 月 1 日である場合にあっては実施計画の始期から起算して 5 年を経過する日とし、実施計画の始期が 10 月 1 日である場合にあっては実施計画の始期から起算して 5 年を経過する日を含む事業年度の終了の日とする。

第 2 主として業務を行っている地域における基盤的金融サービスの提供の状況

（記載上の注意）

1. 主として業務を行っている地域（以下「計画実施地域」という。）、当該地域における基盤的金融サービスの提供状況及び当該サービスの提供

[様式を加える。]

を通じた当該地域の経済への寄与について記載すること。

2. 「計画実施地域」については、基盤的金融サービスを提供している地域を都道府県及び市町村（特別区を含む。）の別に記載すること。

3. 「当該地域における基盤的金融サービスの提供状況」については、提供する基盤的金融サービスの種類の別と「計画実施地域」との対応関係が分かるようにその概要を記載すること。

4. 「当該サービスの提供を通じた当該地域の経済への寄与」については、当該地域における基盤的金融サービスの提供状況に照らした当該地域の経済への寄与の程度について記載すること。

5. 経営基盤強化実施金融機関等の状況を記載すること。

第3 計画実施地域において基盤的金融サービスを持続的に提供することが困難となるおそれがあることを示す事項

（記載上の注意）

1. 将来の人口動態や経済動向等の推計等を用いた収益の見通し等も踏まえて記載すること。

2. 経営基盤強化実施金融機関等の状況を記載すること。

第4 事業の抜本的な見直しとして実施する経営基盤の強化のための措置の内容及び計画実施地域における基盤的金融サービスの提供の維持に関する事項

1 組織再編成等の内容

(1) 実施しようとする組織再編成等

（記載上の注意）

実施しようとする組織再編成等が該当する法第34条の10第1項各号に掲げる組織再編成等の号番号及び当該組織再編成等の内容の概要を記載すること。

(2) 実施予定時期

（記載上の注意）

実施しようとする組織再編成等が法第34条の10第1項第9号に掲げるものである場合には、実施しようとする主な取組みの内容に応じて、実施予定時期又は開始及び完了の時期を記載すること。

(3) 経営の改善の見通し

（記載上の注意）

実施しようとする組織再編成等が法第34条の10第1項第9号に掲げる

ものである場合にのみ、当該組織再編成等を実施する経営基盤強化実施金融機関等に係る修正業務粗利益経費率及び修正経費（（別表）に掲げる方法により計算された修正業務粗利益経費率及び修正経費をいう。）の実施計画の始期の属する事業年度の直前の事業年度末及び実施計画の終期における水準並びにその変化の状況について記載すること。この場合において、法第34条の10第2項第7号に規定する資金交付契約に基づき交付される資金については、業務粗利益に含まれないことに留意すること。

2 計画実施地域における基盤的金融サービスの提供の維持に向けた経営基盤の強化のための措置の内容

(1) 経営基盤の強化のための措置の概要及び実施時期

措置の名称		実施予定時期	措置の概要	見込まれる効果の概要	資金交付
①					
②					
③					

(記載上の注意)

1. 「措置の名称」欄は、実施しようとする経営基盤の強化のための措置をその種類又は内容に応じて大別し、当該種類又は内容を表す適切な名称を付し、記載すること。
2. 「実施予定時期」欄は、実施しようとする経営基盤の強化のための措置の主な取組みの内容に応じて、実施予定時期又は開始及び完了の時期を記載すること。
3. 「措置の概要」欄は、実施しようとする経営基盤の強化のための措置の内容について、その概要を記載すること。
4. 「見込まれる効果の概要」欄は、実施しようとする経営基盤の強化のための措置により得られると見込まれる経営の改善について定量的な情報も含めてその概要を記載すること。
5. 「資金交付」欄は、預金保険機構（以下「機構」という。）との資金交付契約に基づいて交付を受けた資金を実施しようとする経営基盤の強化のための措置の実施に要する経費の一部に充てることを予定している場合には、○印を記載すること。
6. 経営基盤強化実施金融機関等の状況を記載すること。

7. 適宜、行を追加すること。

(2) 経営基盤の強化のための措置の内容

(記載上の注意)

実施しようとする経営基盤の強化のための措置の名称及び具体的な取り組みの内容について記載すること。

3 経営基盤の強化のための措置の実施により得られると見込まれる経営の改善により計画実施地域における基盤的金融サービスの提供の維持が図られることを示す事項

(記載上の注意)

1. 実施しようとする経営基盤の強化のための措置により得られると見込まれる経営の改善状況について記載すること。この場合において、経営の改善に関連する各種指標については、(別表)により過去の実績又は実績見込み及び実施計画の実施期間中における見通しを記載すること。

2. 当該経営の改善を踏まえた計画実施地域における基盤的金融サービスの提供について、第3において持続的に提供することが困難となるおそれがあるとした事項の改善の状況並びに実施計画の実施期間中において提供する基盤的金融サービス内容及び改善の見込みについて記載すること。

3. 経営基盤の強化のための措置によって金融機関等相互間の適正な競争関係を阻害する等金融秩序を乱すおそれがないことを示す事項について記載すること。

第5 中小規模の事業者に対する金融の円滑化その他の計画実施地域における経済の活性化に資する方策

(記載上の注意)

経営基盤強化実施金融機関等の状況を記載すること。

1 中小規模の事業者に対する金融の円滑化その他の計画実施地域における経済の活性化に資するための方針

(記載上の注意)

毎年9月末日及び3月末日における経営改善支援等取組先企業(個人事業者を含む。)の数の取引先の企業(個人事業者を含む。)の総数に占める割合を含む地域経済の活性化への貢献の状況を示す一つ以上の指標をその実績を評価するための指標として掲げ、これにつき(別表)に準じて実績又は実績見込み及び実施計画の実施期間中における見込みを記載した上で、中小

規模の事業者に対する金融の円滑化のための基本的な取組姿勢を記載すること。この場合において、地域により中小規模の事業者に対する金融の円滑化のための方針が異なるときは、そのそれぞれについて記載すること。

2 中小規模の事業者に対する信用供与その他の基盤的金融サービスの実施体制の整備のための方策

(記載上の注意)

中小規模の事業者に対する信用供与その他の基盤的金融サービスの実施状況を検証するための体制を含めて記載すること。

3 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策

(1) 担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模の事業者の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実のための方策

(記載上の注意)

当該方策に係る取組み等について具体的に記載し、1 (記載上の注意) に掲げる指標の記載とあわせて、多面的な評価が可能となるよう留意すること。

(2) 中小規模事業者等向け信用供与円滑化計画を適切かつ円滑に実施するための方策

(記載上の注意)

毎年9月末日及び3月末日における中小規模事業者等向け貸出比率及び中小規模事業者等に対する信用供与の残高の見込額を含む中小規模事業者等に対する信用供与の状況を示す二つ以上の指標をその実績を評価するための指標として掲げ、これにつき(別表)に準じて実績又は実績見込み及び実施計画の実施期間中における見込みを記載した上で、毎年9月末日及び3月末日における中小規模事業者等向け貸出比率について、人口動態等を考慮した場合に実施計画の始期における中小規模事業者等向け貸出比率の水準と実質的に同等の水準を維持するための方策を具体的に記載すること。

4 その他計画実施地域における経済の活性化に資する方策

(1) 創業又は新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化のための方策

(2) 経営に関する相談その他の取引先の企業(個人事業者を含む。)に対する支援に係る機能の強化のための方策

(3) 早期の事業再生に資する方策

(4) 事業の承継に対する支援に係る機能の強化のための方策

(記載上の注意)

「創業又は新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化のための方策」、
「経営に関する相談その他の取引先の企業（個人事業者を含む。）に対する
支援に係る機能の強化のための方策」、「早期の事業再生に資する方策」及
び「事業の承継に対する支援に係る機能の強化のための方策」の記載に当た
っては、それぞれの方策に係る取組み等について具体的に記載し、1（記載
上の注意）に掲げる指標の記載とあわせて、多面的な評価が可能となるよう
留意すること。

第6 実施計画の適切な実施を図るために必要な経営体制に関する事項

1 実施計画に係る管理体制

(記載上の注意)

1. 実施計画を円滑かつ確実に実施するための管理体制を記載すること。
2. 機構に対し、資金交付契約の締結の申込みを行うことを予定している金
融機関等は、資金の交付を受けて実施しようとする経営基盤の強化のため
の措置の担当部署及び交付を受けた資金の経理の担当部署等が分かるよ
うに記載すること。
3. 申請金融機関等が複数ある場合には、それぞれの状況を記載すること。

2 実施計画の適切な実施を図るために必要な経営体制の強化のための方策

(記載上の注意)

1. 方策について具体的に記載すること。
2. 申請金融機関等が複数ある場合には、それぞれの状況を記載すること。

(1) 業務執行に対する監査又は監督の体制の強化のための方策

(記載上の注意)

例えば以下の方策を記載すること。

- ① 社外取締役又は員外監事（第3条第2項又は労働金庫及び労働金庫連
合会の金融機能の強化のための特別措置に関する命令第3条第2項に
規定する員外監事をいう。以下同じ。）がない場合において社外取締
役又は員外監事を新たに選任すること。
- ② 社外取締役、社外監査役又は員外監事がいる場合においてこれらの役
員を増員し、又はその独立性を強化すること。
- ③ 監査等委員会設置会社（会社法第2条第11号の2に規定する監査等

委員会設置会社をいう。以下同じ。)又は指名委員会等設置会社(同条第12号に規定する指名委員会等設置会社をいう。以下同じ。)でない銀行等において新たに監査等委員会設置会社又は指名委員会等設置会社になること。

(2) リスク管理の体制の強化のための方策

(記載上の注意)

貸出債権の適切な管理に関する事項のほか、例えば以下の事項を記載すること。

- ① 与信リスク管理に関する事項
- ② 市場リスク管理に関する事項

(3) 法令遵守の体制の強化のための方策

(記載上の注意)

例えば以下の方策を記載すること。

- ① 弁護士、公認会計士その他の第三者で構成される法令遵守の強化を目的とした委員会を新たに設置し、又はこれを強化すること。
- ② 内部監査体制を強化すること。

(4) 経営に対する評価の客観性の確保のための方策

(記載上の注意)

例えば以下の方策を記載すること。

- ① 第三者で構成される経営に対する評価及びこれに基づく助言を目的とした委員会を新たに設置し、又はこれを強化すること。
- ② 業務を執行する役員の報酬について業績に連動させる制度を新たに導入し、又は業務に連動させる方針を強化すること。
- ③ 協同組織金融機関において協同組織中央金融機関による経営指導の機能の活用を図ること。

(5) 情報開示の充実のための方策

(記載上の注意)

1. 例えば以下の方策を記載すること。

- ① 四半期毎の情報開示を充実すること。
- ② 部門別の損益に関する情報開示を充実すること。
- ③ 計画実施地域への貢献に関する情報開示を充実すること。

2. 利用者に対する法第34条の10第2項第3号に規定する措置の実

施に関する情報の提供について記載すること。

- (6) 経営の向上に資する情報通信技術の効果的な活用のために必要な体制の強化のための方策

(記載上の注意)

資金の交付を受けて行うシステムの導入及び整備並びにそれらの業務運営の安定的かつ効率的な実施を含めた、的確なリスク管理及びシステム業務運営の実施並びにサイバーセキュリティへの対応の強化のための方策等について記載すること。この場合において、これらの方策の策定及び実施等に関する経営陣の関与について記載すること。

- (7) 資金の経理を適正に行うための体制の確保のための方策

(記載上の注意)

経営基盤強化実施金融機関等の状況を記載すること。

第7 資金交付契約の締結の申込みを予定している経営基盤強化実施金融機関等の商号又は名称、交付を求める当該資金の額等

- 1 経営基盤の強化のための措置の実施に要する費用の総額

(記載上の注意)

第4の2(1)に記載した全ての経営基盤の強化のための措置を実施するために必要な費用について、消費税及び地方消費税相当額を含めた総額を記載すること。

- 2 資金交付の対象となる経費の総額

(記載上の注意)

資金交付の対象となる経費（以下「交付対象経費」という。）の総額を記載すること。なお、消費税及び地方消費税相当額は交付対象経費に含まれないことに留意すること。

- 3 機構に交付を求める予定の資金の総額

(記載上の注意)

2に記載した額のうち機構に交付を求める予定の金額であって、機構が定める交付限度額又は2に記載した額に機構が定める交付率を乗じた金額（1円未満は切捨て）のいずれか低い金額を上限に記載すること。

- 4 経営基盤の強化のための措置の実施に要する費用、交付対象経費及び機構に交付を求める予定の資金の額

措置の名称		経営基盤の強化のための 措置の実施に要する費用	交付対象経費	機構に交付を 求める予定の 資金の額
①		円	円	円
②		円	円	円
③		円	円	円
合計		円	円	円

(記載上の注意)

1. 「措置の名称」欄は、第4の2(1)に記載した全ての措置についてそれぞれ記載すること。
2. 「経営基盤の強化のための措置の実施に要する費用」欄は、それぞれの措置を実施するために必要な費用について、消費税及び地方消費税相当額を含めた総額を記載すること。
3. 「交付対象経費」欄は、「経営基盤の強化のための措置の実施に要する費用」のうち交付対象経費の額を記載すること。なお、消費税及び地方消費税相当額は交付対象経費に含まれないことに留意すること。また、交付対象経費の合計額は、2に記載した額と合致することに留意すること。
4. 「機構に交付を求める予定の資金の額」欄は、3に記載した額のうちそれぞれの措置に充ててを予定している金額を記載すること。この場合において、各措置における「交付対象経費」に機構が定める交付率を乗じた額とする必要はなく、交付を求める予定の資金の合計額が3に記載した額と合致していればよいことに留意すること。
5. 適宜、行を追加すること。

第8 実施計画の実施に伴う労務に関する事項

(記載上の注意)

組織再編成等の全ての当事者について、それぞれ、以下に掲げる事項を記載すること。

- (1) 実施計画の始期における従業員（職員）数
- (2) 実施計画の終期における従業員（職員）数
- (3) 経営基盤の強化のための措置の実施に充てる予定の従業員（職員）数
- (4) (3)中、新規採用される従業員（職員）数

- (5) 経営基盤の強化のための措置の実施に伴い出向又は解雇される従業員
(職員) 数
- (その他記載上の注意)
1. 一般的事項
- (1) 上記の規定により記載が必要とされる事項に加えて、関連する事項を記載することができる。
- (2) 実施計画が公表されることを踏まえ、上記の規定により記載が必要とされる事項のほか、実施計画に添付する書類に記載する内容について積極的に記載するなど記載事項の充実に努めること。
2. 申請者
- (1) 実施計画の認定を共同して申請する金融機関等があるときは、経営基盤強化実施金融機関等又は経営基盤強化実施金融機関等以外の申請金融機関等の別を明記し、申請者の欄を適宜補正した上で、全ての申請者について記載すること。
- (2) 氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 30 条の 13 に規定する旧氏をいう。）及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

(別表) (申請金融機関等－単体)

		年 月 末実績	年 月 末実績	年 月 末実績 ／実績 見込み	年 月 末計画	年 月 末計画	年 月 末計画	年 月 末計画	年 月 末計画	年 月 末計画
資産・負債・純資産の部 (平均残高)	資産の部合計									
	うち貸出金									
	負債の部合計									
	うち預金・譲渡性預金									
	うち債券									
	純資産の部合計									
	うち資本金									
	うち資本剰余金									
	うち資本準備金									
	うち利益剰余金									
	うち利益準備金									
	うち土地再評価差額金									
	うちその他有価証券 評価差額金									
	うち自己株式									
損益	業務純益									
	業務収益									
	資金運用収益									
	うち貸出金収入									
	うち有価証券配当金									
	うち投資信託解約益									
	役務取引等収益									
	特定取引収益									
	その他業務収益									

	うち国債等債券 関係 (=国債等債券 売却益+国債 等債券償還益)									
業務費用										
資金調達費用										
うち預金・譲渡 性預金利息										
うち投資信託解 約損										
役務取引等費用										
特定取引費用										
その他業務費用										
うち国債等債券 関係 (=国債等債券 売却損+国債 等債券償還損 +国債等債券 償却+債券費 ・社債費)										
一般貸倒引当金繰 入額										
経費										
うち人件費										
うち物件費										
うち有形固定資 産償却費										
うち無形固定資 産償却費										
うち預金保険料										
修正経費 (=経費－有形固 定資産償却費－ 無形固定資産償 却費－預金保険 料)										
金銭の信託運用見合 費用										

		業務粗利益 (＝業務純益＋一般貸 倒引当金繰入額＋債 券費＋経費)									
		国債等債券関係損益									
		コア業務純益 (＝業務純益＋一般貸 倒引当金繰入額－国 債等債券関係損益)									
		投資信託解約損益									
		コア業務純益（除く投 資信託解約損益） (＝コア業務純益－投 資信託解約損益)									
		臨時損益									
		うち不良債権処理損 失額									
		個別貸倒引当金繰 入額									
		貸出金償却									
		その他の処理額									
		うち株式等関係損益									
		経常利益									
		特別損益									
		税引前当期（中間）純 利益									
		法人税、住民税及び事 業税									
		法人税等調整額									
		当期（中間）純利益									
	経営指標 (%)	資金運用利回									
		貸出金利回									
		資金調達原価率									
		預金等利回 (＝(預金利息＋譲 渡性預金利息)／ 預金・譲渡性預金 平均残高合計)									

		資金調達経費率 (=経費／預金・譲 渡性預金・債券平 均残高合計)								
		預貸率								
		総資金利鞘 (=資金運用利回－資 金調達原価率)								
		預貸金利鞘 (=貸出金利回－預金 等利回－資金調達経 費率)								
		当期利益ROE (=当期（中間）純利 益／純資産)								
		当期利益ROA (=当期（中間）純利 益／総資産)								
		コア業務純益ROE (=コア業務純益／純 資産)								
		コア業務純益ROA (=コア業務純益／総 資産)								
		業務粗利益経費率 (=経費／業務粗利益)								
		修正業務粗利益経費率 (=修正経費／（業務 粗利益－国債等債券 関係損益－投資信託 解約損益）)								
不良債権関連指標	金融再生法開示債権残高									
		破産更生等債権額								
		危険債権額								
		要管理債権額								
	正常債権額									
	総与信 (=金融再生法開示債 権残高＋正常債権額)									

不良債権比率 (=金融再生法開示債権 残高／総与信)									
----------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(申請金融機関等一連結)

		年 月 末実績	年 月 末実績	年 月 末実績 ／実績 見込み	年 月 末計画	年 月 末計画	年 月 末計画	年 月 末計画	年 月 末計画	年 月 末計画
資産・負債・純資産の部 (平均残高)	資産の部合計									
	うち貸出金									
	負債の部合計									
	うち預金・譲渡性預 金									
	うち債券									
	純資産の部合計									
	うち資本金									
	うち資本剰余金									
	うち資本準備金									
	うち利益剰余金									
	うち利益準備金									
	うち土地再評価差額 金									
	うちその他有価証券 評価差額金									
	うち自己株式									
損益	経常利益									
	経常収益									
	資金運用収益									
	役務取引等収益									
	特定取引収益									
	その他業務収益									

	その他経常収益									
	経常費用									
	資金調達費用									
	役務取引等費用									
	特定取引費用									
	その他業務費用									
	営業経費									
	その他経常費用									
	うち貸出金償却									
	うち貸倒引当金繰入額									
	うち一般貸倒引当金繰入額									
	うち個別貸倒引当金繰入額									
	特別利益									
	特別損失									
	法人税、住民税及び事業税									
	法人税等調整額									
	非支配株主に帰属する当期（中間）純利益									
	親会社株主に帰属する当期（中間）純利益									
経営指標（％）	当期利益ＲＯＥ （＝親会社株主に帰属する当期（中間）純利益／純資産）									
	当期利益ＲＯＡ （＝親会社株主に帰属する当期（中間）純利益／総資産）									

（記載上の注意）

- １．上記により記載が必要とされる指標に加えて、参考として関連する指標等

を記載することができる。 2. 過去の実績については、過去3年分記載すること。実績見込みについては、実施計画の期間と同一の期間記載すること。 3. 事業年度末（銀行等にあつては、毎年9月末及び3月末）の計数を記載すること。 4. 全ての申請金融機関等（申請者）について作成すること。なお、組織再編成等により金融機関等の種類が異なることとなる場合にあつては、過去の実績又は実績見込み及び実施計画の期間中の見込みを同一の連続した表形式で記載することを要しない。 5. 協同組織金融機関又は協同組織中央金融機関については、適宜必要な修正を行うこと。	
備考 表第8 [] の記載は任意である。	

附 則

この府令は、新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（令和三年七月二十一日）から施行する。